

# 季節労働者の雇用の安定を図った 事業主の方への給付金

## 1 1 通年雇用安定給付金

北海道、東北地方等気象条件の厳しい積雪寒冷地において、季節的業務に就く者の通年雇用化を目的としています。

なお、通年雇用安定給付金は狭義の通年雇用奨励金のほか、冬期雇用安定奨励金及び冬期技能講習助成給付金により構成されています。

### (1) 通年雇用奨励金

北海道、東北地方等気象条件の厳しい積雪寒冷地において、季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対して助成するもので、季節的な失業の発生を防止するとともに、これらの者の常用雇用化を促進することを目的としています。

#### 受給できる事業主

受給できる事業主は、次の①及び②に該当する事業主です。

- ① 積雪又は寒冷の度が特に高い地域として厚生労働大臣が指定する地域（北海道、青森県、秋田県等13道県の全市町村又は一部市町村）に所在する事業所において、厚生労働大臣が指定する業種（林業、建設業、水産食料品製造業等9業種）に属する事業を行う事業主であること。
- ② 次の季節労働者を対象期間（12月16日から翌年3月15日までの間）中継続して雇用（「支給対象事業所において業務に従事（以下「事業所内就業」といいます。）させること」、「当該事業主の他の事業所への配置転換又は他の事業主の事業所へ労働者派遣若しくは在籍出向させ業務に従事（以下「事業所外就業」といいます。）させること」若しくは「支給対象事業主の事業所における季節的業務以外の業務への転換させ、業務に従事（以下「業務転換」といいます。）させること」をいいます。）し、かつ、それ以後において少なくとも翌年度の12月15日まで継続して雇用することが見込まれること。ただし、当該年度の対象期間の初日（12月16日。業務転換による場合は業務転換の開始日。）において65歳以上である者は除きます。

#### イ 第1回目の奨励金の申請の対象となる労働者

当該年度の9月16日以前から雇用されていて、当該年度の1月31日に雇用保険の特例一時金の受給資格を得ると見込まれる者。ただし、部課長等の役付者又は現場以外の事務員等季節の影響を受けない者、事業所内就業及び事業所外就業の場合は、既に同一支給対象事業主において業務転換の場合の助成の支給対象労働者となっている者、また、業務転換については、新規継続労働者に該当しない者は対象となりません。

#### ロ 第2回目又は第3回目の奨励金の申請の対象となる労働者

前年度に申請の対象となった労働者で、前年度の3月16日以後も継続して雇用されている者。

#### 受給できる額

受給できる額は、対象労働者の数（常用労働者数が基準数を下回る場合は、その下回る数を減じて得た数）に応じて、事業所内就業及び事業所外就業の場合は、対象労働者1人当たり1対象期間について支払った賃金

の1/2（初回2/3）の額、業務転換の場合は、対象労働者1人当たり転換を開始した日から6月の期間について支払った賃金の1/3です。ただし、対象労働者1人あたり54万円（初回又は業務転換の場合の助成については、71万円）を限度とします。

また、同一労働者についての受給回数は、継続3回（業務転換の場合は1回）までの支給を限度とします。

なお、平成19年3月15日までの間、冬期間に指定地域外に移動して請負による事業を行った場合、対象労働者の移動に要した経費について助成金が支給されます。ただし、移動距離に応じた額とし、1人あたり15万円を限度とします。

#### 受給のための手続

- ① 受給しようとする事業主は、12月16日から翌年1月31日までに通年雇用届等を公共職業安定所に提出してください。
- ② 次に、3月16日から5月31日までに賃金台帳等を添えて、通年雇用安定給付金（通年雇用奨励金）支給申請書等を公共職業安定所に提出してください。

### (2) 冬期雇用安定奨励金（平成19年5月31日までの暫定措置）

北海道、東北地方等気象条件の特に厳しい積雪寒冷地において、建設業等を行う事業主が、季節労働者を離職させる際に翌春の雇用を予約し、一定額以上の手当を支給するとともに、冬期間に当該労働者を一定日数以上就労させることを奨励することにより、季節労働者の通年雇用化の基盤を整備することを目的としています。

#### 受給できる事業主

受給できる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

- ① 積雪又は寒冷の度が著しく高い地域として厚生労働大臣が指定する地域（北海道、青森県、秋田県等13道県の全市町村又は一部市町村）に所在する事業所において、厚生労働大臣が指定する業種（林業、建設業等7業種）に属する事業を行う事業主であること。
- ② 季節労働者を離職させる際に翌春の雇用を予約し一定額以上の手当を支給するとともに、1月から3月の間に季節労働者を35日以上就労させ、当該労働者を再雇用した事業主であること。

この場合の「季節労働者」とは、厚生労働大臣が指定する業種に属する事業において、季節的業務に従事する者をいい、当該年度の11月1日以降離職した者であって、当該年度の1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を有する者（当該受給資格に基づき特例一時金を受給した者を含む。）又は1月1日前から引き続き雇用され、当該年度の1月31日において雇用保険の短期雇用特例被保険者として雇用された期間が6か月以上ある者であること。ただし、離職した日において65歳以上である者は除きます。

#### 受給できる額

受給できる額は、1月から3月の間に対象労働者を就労させた日数（1人あたり60日分を限度）に応じて次による額（ただし、前年度の設定された通年雇用目標数に満たなかった場合には、式により算出した人数分については6分の1の額です。）

60日以上 冬期支払賃金の2/3を助成（支給限度額47万円）

50～59日 冬期支払賃金の1/2を助成（支給限度額33万円）

35～49日 冬期支払賃金の1/3を助成（支給限度額33万円）

(式) 6分の1助成の人数 = 支給対象労働者数 × ( 通年雇用目標数 - 通年雇用達成数 ) / 通年雇用目標数

(注) 通年雇用目標数

支給実績に応じて、翌年度に季節労働者を通年雇用化するための目標数（次の①～④の合計数になります。なお、合計数が1に満たない場合の目標数は1になります。）

- ① 60日以上就労した場合は、当該年度支給対象者数に1/2を乗じて得た数
- ② 50日以上59日以下就労した場合は、当該年度支給対象者数に1/3を乗じて得た数
- ③ 35日以上49日以下就労した場合は、当該年度支給対象者数に1/6を乗じて得た数
- ④ 当該年度に係る通年雇用目標数の未達成数

#### 受給のための手続

- ① 受給しようとする事業主は、資格喪失届を提出する際に、約定書等を添えて再雇用予定者名簿を公共職業安定所に提出してください。
- ② 次に、4月1日から6月10日までに冬期雇用安定奨励金支給申請内訳書等を添えて冬期雇用安定奨励金支給申請書を公共職業安定所に提出してください。

### (3) 冬期技能講習助成給付金（平成19年3月31日までの暫定措置）

北海道、東北地方等気象条件の特に厳しい積雪寒冷地において、建設業等を行う事業所を離職した季節労働者に対し、冬期間に通年雇用されるに必要な知識及び技能を習得させることを目的としており、冬期技能講習助成金と冬期技能講習受講給付金の2種類があります。

#### 《冬期技能講習助成金》

#### 受給できる事業主

積雪又は寒冷の度が著しく高い地域として厚生労働大臣が指定する地域に所在する事業所において厚生労働大臣が指定する業種に属する事業を行う事業主（11(2)冬期雇用安定奨励金の①の事業主に同じ。）に雇用されていた労働者であって、当該事業所において季節的業務に従事し、10月1日以後に離職した者（離職した日において65歳以上である者及び通年雇用奨励金又は冬期雇用安定奨励金の支給に係る対象者であったものを除く。）のうち、当該年度の1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を有する者（当該受給資格に基づき特例一時金を受給した者を含む。）に対し、通年雇用を促進するために必要な知識及び技能を習得させるため、1月から3月の間に12日以上の技能講習（冬期技能講習及び委託講習）を実施する事業主又は事業主の団体であること。

#### 受給できる額

受給できる額は、冬期技能講習については、対象労働者1人につき9,975円（個別事業主を除き委託講習を伴わない場合は7,980円）を限度とする実費相当額（教材費は除きます。）。委託講習については、委託に要する受講料実費相当額。

#### 《冬期技能講習受講給付金》

#### 受給できる季節労働者

上記の講習を受けた対象労働者であって、講習を受けた日数が12日以上である者。

## 受給できる額

委託講習受講者であって当該受講科目の修了試験に合格した者については1人あたり88,000円とし、それ以外の者については1人あたり70,000円となります。

## 受給のための手続

- ① 受給しようとする事業主又は事業主の団体は、講習開始予定日の7日前までに冬期技能講習受講予定者名簿、冬期技能講習実施承認申請書及び冬期技能講習実施計画書を公共職業安定所に提出してください。
- ② 次に、2月1日から4月15日までに冬期技能講習内訳書、冬期技能講習受講簿等を添えて冬期技能講習助成金支給申請書、冬期技能講習受講給付金支給申請書・払渡希望金融機関指定届及び委託講習実施事業主にあつては、所定の申請書等を公共職業安定所に提出してください。